富士市環境衛生事業概要

令和5年度



環境部 廃棄物対策課



令和5年度版 富士市環境衛生事業概要

目 次

I	概	説		
	1	はじめに		1
	2	市の位置・面積		1
	3	人口の推移		2
I	組	織∙事業経費		
	1	環境部及びごみ処理・し	レ尿処理関係組織図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	2	事務分掌		4
	3	職員配置		5
	4	関係予算の推移		6
	5	関係予算の科目別推移	3	6
	6	ごみ処理経費及び取扱	全量の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	7	し尿処理経費の推移		8
Ш	ご	み処理の概要		
		ごみ処理のあらまし		9
		ごみ処理実績		10
	1	清掃総務費		16
		(1)給与費		16
		(2)ごみ処理計画推進	聲	16
		(3)最終処分場跡地管	曾理費	28
		(4)リサイクル推進費		29
	2	塵芥処理費		31
		(1)環境クリーンセング	9一管理費 ·····	31
		(2)収集管理費		35
	3	新環境クリーンセンター	-循環啓発棟費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
IV	L			
		し尿処理のあらまし		46
		し尿処理実績		47
	1	生活排水処理費		49
		(1)クリーンセンターき	きょう運営費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
		(2)浄化槽対策事業費	-	51
		(3)净化槽設置助成費	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	53

V	公:	衆衛生の概要		
	1	動物愛護管理費		55
	2	環境衛生費		56
	3	森林墓園費		58
作	計 録			
	1	富士市廃棄物減量化等	F推進審議会 委員名簿 ·······	59
	1	富士市廃棄物減量化等	· 推進審議会 委員名簿 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	59
		富士市廃棄物減量化等		59 60
	2			
	2	一般廃棄物処理業許可		60

I 概説

1 はじめに

世界の名峰富士の南麓に位置する本市は、富士・愛鷹両山から湧出する豊富な地下水や森林などの自然環境に恵まれるとともに、京浜工業地帯と中京阪神工業地帯を結ぶ東海道メガロポリスの枢軸上に位置するという立地条件・経済条件にも恵まれ、紙・パルプ産業を主体とする工業に主導されて都市化が進展してきた。

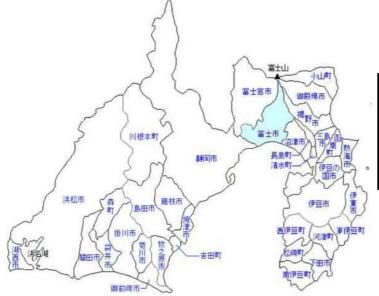
特に、昭和30年代後半より昭和40年代にかけての高度経済成長時には、田子の浦港の開港や東名高速道路の開通を背景に大型プロジェクト計画が相次ぎ、多くの企業が進出してきた。また、この間昭和41年11月に富士市、吉原市、鷹岡町の2市1町の合併が実現し、都市化・工業化がさらに促進され、今日では県下屈指の工業都市に成長した。

しかし、他面では急激な都市化により、市民生活上多くの社会問題も発生している。こうしたことから従来の総合計画の中では「生産と生活が調和する産業文化都市」の実現に向けてプログラムを策定し、都市づくりを進めてきたが、さらにその後の社会経済環境の変化に即した第三次、第四次総合計画を策定し、市民参加が基調となった個性豊かな魅力ある都市づくりを推進することとなった。

その後、急速に進む高齢化や少子化、マルチメディア化、国際化、環境との共生、地方分権など、21世紀に入り時代は大きく変化しつつある。静岡県東部地域の中核都市として更なる飛躍に向けて第六次総合計画を策定し、「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」の理念の下、若い世代が永く暮らし働ける都市となるための取り組みを推進し、持続可能な都市であるための「富士市都市活力再生ビジョン」の理念を引き継ぐとともに、新たな取り組みを展開しようとしている。

2 市の位置・面積

本市は、富士山南麓に位置し、北部は火山斜面地帯でゆるやかな南面斜面となっている。標高0 mから約3,680mまであり、海抜140m以上は急勾配になっている。また、平地部は富士川の流送土砂によって形成された東西23.2km、南北27.1km余りの沖積低地をなしている。



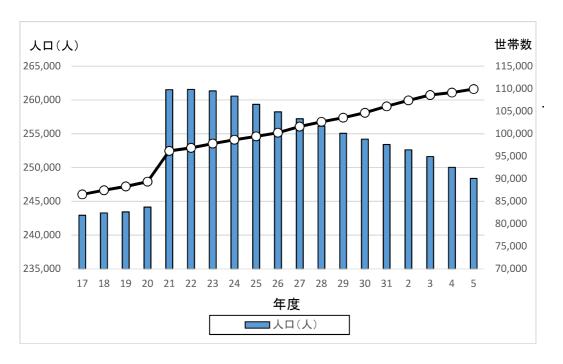
	市域						
距離	東西	23.2km					
广 巳	南北	27.1km					
面積		244. 95k m²					
市役所	東経	138度40分34秒					
所在地	北緯	35度9分41秒					

3 人口の推移

本市に登録されている人口は248,368人、世帯数は109,921世帯である。(令和5年4月1日時点)

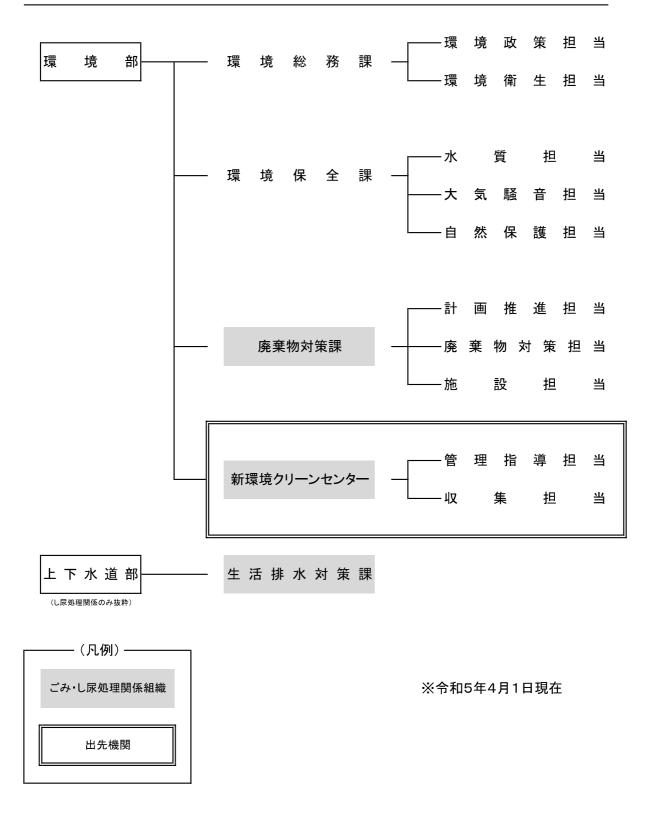
左由	人口(人)	人口	人口動態		
年度	\u00e40(\u00bb)	増加数(人)	増加(%)	世帯数	
平成17	242,932	160	0.07	86,516	
平成18	243,287	355	0.15	87,435	
平成19	243,445	158	0.06	88,291	
平成20	244,140	695	0.28	89,370	
平成21	261,519	17,379	6.65	96,191	
平成22	261,573	54	0.02	96,864	
平成23	261,335	-238	-0.09	97,802	
平成24	260,559	-776	-0.30	98,675	
平成25	259,339	-1,220	-0.47	99,410	
平成26	258,241	-1,098	-0.43	100,241	
平成27	257,215	-1,026	-0.40	101,581	
平成28	256,126	-1,089	-0.43	102,634	
平成29	255,060	-1,066	-0.42	103,569	
平成30	254,203	-857	-0.34	104,646	
平成31	253,410	-793	-0.31	106,087	
令和2	252,605	-805	-0.32	107,413	
令和3	251,616	-989	-0.39	108,586	
令和4	250,030	-1,586	-0.63	109,133	
令和5	248,368	-1,662	-0.67	109,921	

(各年4月1日時点)



Ⅱ 組織・事業経費

1 環境部及びごみ処理・し尿処理関係組織図



(1) ごみの減量化及び管源化の精進等に伴う事項を調査審議するため、廃棄物減量化等推進審議会を運営すること。 (2) ごみの減量化及び資源化を促進するため、ごみ処理に関する基本的な施策を企画し、及び実施すること。 (3) ごみの減量化及び資源化に対する市民、事業者等の意識の高揚を図るため、啓発活動を行うこと。 (4) 可燃ごみを削減するため、資源物のリサイクルを効率的に推進すること。 (5) 事業者の排出する廃棄物の減量化及び適正処理を推進するため、指導、監督等を行うこと。 (6) 一般廃棄物の収集運搬業務等を円滑に進めるため、許可業者等の適正な審査及び指導を行うこと。 (7) 最終理立処分場の跡地周辺の地下水を保全するため、適正な監視を行うこと。 (8) 富士・愛鷹山麓地域の美しい自然環境を保全するため、不法投棄の未然防止並びに不法投棄物等の撤去及び回収を進めること。 (9) 一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理するため、新興境クリーンセンターの工場棟、質額回収積等の施設を適切に運営管理すること。 (10) 環境への負荷の少ない資源循環型のごみ処理を進めるため、焼却灰等の資源化を行うこと。 (1) 市民に衛生的な生活環境を提供するため、家庭系一般廃棄物の収集及び処理を行うこと。 (1) 非適なり監督を適切に行うこと。 (4) 新環境クリーンセンター循環啓発棟の施設を円滑に運営管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。 (3) 環境治療を防止するため、埋立ごみの最終処分を行うこと。 (1) 快適な生活を阻害する衛生害虫の駆除を行うため、防疫活動を推進すること。 (2) 飼い大等を適正に管理するため、犬の登録、狂犬病予防注射及び動物受護を推進すること。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を実施すること。 (5) 臺地等の未続性、公益性及び非常利性を確保するため、募車等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の権連、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
策を企画し、及び実施すること。 (3) ごみの減量化及び資源化に対する市民、事業者等の意識の高揚を図るため、啓発活動を行うこと。 (4) 可燃ごみを削減するため、資源物のリサイクルを効率的に推進すること。 (5) 事業者の排出する廃棄物の減量化及び適正処理を推進するため、指導、監督等を行うこと。 (6) 一般廃棄物の収集運搬業務等を円滑に進めるため、許可業者等の適正な滞査及が指導を行うこと。 (7) 最終埋立処分場の跡地周辺の地下水を保全するため、適正な監視を行うこと。 (8) 富士・愛慮山麓地域の美しい自然環境を保全するため、不法投棄の未然防止並びに不法投棄物等の散去及び回収を進めること。 (9) 一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理するこめ、新環境クリーンセンターの工場棟、資源回収棟等の施設を適切に運営管理すること。 (10) 環境への負荷の少ない資源循環型のごみ処理を進めるため、焼却灰等の資源化を行うこと。 (1) 市民に衛生的な生活環境を提供するため、家庭系一般廃棄物、不法投棄物を計画的かつ効率的に収集すること。 (2) リサイクルを推進し、ごみの減量化を推進するため、資源物の収集及び処理を行うこと。 (1) 財政に衛生的な生活環境を提供するため、家庭系一般廃棄物、不法投棄物を計画的かつ効率的に収集すること。 (2) リサイクルを推進し、ごみの減量化を推進するため、資源物の収集及び処理を行うこと。 (4) 新環境クリーンセンター循環序を棟の施設を円滑に運営管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。 (1) 快適な生活を阻害する衛生害虫の駆除を行うため、防疫活動を推進すること。 (3) 宗旨及び宗教上の側約を受けない墓所を市民に適正に提供するため、森権婦の選管理を行うこと。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を支援すること。 (5) 墓地等の永続性、公益性及び非営利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の権進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
の、啓発活動を行うこと。 (4) 可燃ごみを削減するため、資源物のリサイクルを効率的に推進すること。 (5) 事業者の排出する廃棄物の減量化及び適正処理を推進するため、指導、監督等を行うこと。 (6) 一般廃棄物の収集運搬業務等を円滑に進めるため、許可業者等の適正な審査及び指導を行うこと。 (7) 最終埋立処分場の跡地周辺の地下水を保全するため、適正な監視を行うこと。 (8) 富士・愛騰山麓地域の美しい自然環境を保全するため、不法投棄の未然防止並びに不法投棄物等の敵去及び回収を進めること。 (9) 一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理するため、新環境クリーンセンターの工場棟、資源回収棟等の施設を適切に運営管理すること。 (10) 環境への負荷の少ない資源循環型のごみ処理を進めるため、焼却灰等の資源化を行うこと。 (11) 市民に衛生的な生活環境を提供するため、家庭系一般廃棄物、不法投棄物を計画的かつ効率的に収集すること。 (2) リサイクルを推進し、ごみの減量化を推進するため、資源物の収集及び処理を行うこと。 (3) 環境汚染を防止するため、埋立ごみの最終処分を行うこと。 (4) 新環境クリーンセンター循環啓発棟の施設を円滑に運営管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。 (2) 飼い大等を適正に管理するため、大の登録、狂犬病予防注射及び動物愛護を推進すること。 (2) 飼い大等を適正に管理するため、犬の登録、狂犬病予防注射及び動物愛護を推進すること。 (3) 宗旨及び宗教上の制約を受けない墓所を市民に適正に提供するため、森林監園の運営管理を行うこと。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を支援すること。 (5) 蘇地等の永続性、公益性及び非営利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
度乗物対策課 (5) 事業者の排出する廃棄物の減量化及び適正処理を推進するため、指導、監督等を行うこと。 (6) 一般廃棄物の収集運搬業務等を円滑に進めるため、許可業者等の適正な審査及び指導を行うこと。 (7) 最終埋立処分場の跡地周辺の地下水を保全するため、適正な監視を行うこと。 (8) 富士・要鷹川麓地域の美しい自然環境を保全するため、不法投棄の未然防止並びに不法投棄物等の撤去及び回収を進めること。 (9) 一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理するため、新環境クリーンセンターの工場棟、資源回収棟等の施設を適切に運営管理すること。 (1) 市民に衛生的な生活環境を提供するため、家庭系一般廃棄物、不法投棄物を計画的かつ効率的に収集すること。 (1) 市民に衛生的な生活環境を提供するため、家庭系一般廃棄物、不法投棄物を計画的かつ効率的に収集すること。 (2) リサイクルを推進し、ごみの減量化を推進するため、資源物の収集及び処理を行うこと。 (3) 環境汚染を防止するため、埋立ごみの最終処分を行うこと。 (4) 新環境クリーンセンター循環啓発棟の施設を円滑に運営管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。 (1) 快適な生活を阻害する衛生害虫の駆除を行うため、防疫活動を推進すること。 (2) 飼い大等を適正に管理するため、犬の登録、狂犬病予防注射及び動物愛養を推進すること。 (3) 宗旨及び宗教上の制約を受けない幕所を市民に適正に提供するため、森林墓閣の運営管理を行うこと。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を支援すること。 (5) 墓地等の永続性、公益性及び非常利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
度乗物対策課 (6) 一般廃棄物の収集運搬業務等を円滑に進めるため、許可業者等の適正な審査及び指導を行うこと。 (7) 最終埋立処分場の跡地周辺の地下水を保全するため、適正な監視を行うこと。 (8) 富士・愛鷹山麓地域の美しい自然環境を保全するため、不法投棄の未然防止並びに不法投棄物等の撤去及び回収を進めること。 (9) 一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理するため、新環境クリーンセンターの工場棟、資源回収棟等の施設を適切に運営管理すること。 (10) 環境への負荷の少ない資源循環型のごみ処理を進めるため、焼却灰等の資源化を行うこと。 (1) 市民に衛生の生活環境を提供するため、家庭系一般廃棄物、不法投棄物を計画的かつ効率的に収集すること。 (2) リサイクルを推進し、ごみの減量化を推進するため、資源物の収集及び処理を行うこと。 (3) 環境汚染を防止するため、埋立ごみの最終処分を行うこと。 (4) 新環境クリーンセンター新環際発棟の施設を円滑に運営管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。 (1) 快適な生活を阻害する衛生害虫の駆除を行うため、防疫活動を推進すること。 (3) 宗旨及び宗教上の制約を受けない墓所を市民に適正に提供するため、森林墓園の運営管理を行うこと。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を支援すること。 (5) 墓地等の永続性、公益性及び非営利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
(6) 一般廃棄物の収集連購業務等を円滑に進めるため、許可業者等の適正な審査及び指導を行うこと。 (7) 最終埋立処分場の跡地周辺の地下水を保全するため、適正な監視を行うこと。 (8) 富士・愛騰山麓地域の美しい自然環境を保全するため、不法投棄の未然防止並びに不法投棄物等の施去及び回収を進めること。 (9) 一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理すること。 (10) 環境への負荷の少ない資源循環型のごみ処理を進めるため、焼却灰等の資源化を行うこと。 (11) 市民に衛生的な生活環境を提供するため、家庭系一般廃棄物、不法投棄物を計画的かつ効率的に収集すること。 (2) リサイクルを推進し、ごみの減量化を推進するため、資源物の収集及び処理を行うこと。 (3) 環境汚染を防止するため、埋立ごみの最終処分を行うこと。 (4) 新環境クリーンセンター循環啓発機の施設を円滑に運営管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。 (1) 快適な生活を阻害する衛生害虫の駆除を行うため、防疫活動を推進すること。 (3) 宗旨及び宗教上の制約を受けない墓所を市民に適正に提供するため、森林墓園の運営管理を行うこと。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を支援すること。 (5) 墓地等の永続性、公益性及び非営利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
(8) 富士・愛鷹山麓地域の美しい自然環境を保全するため、不法投棄の未然防止並びに不法投棄物等の撤去及び回収を進めること。 (9) 一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理するため、新環境クリーンセンターの工場棟、資源回収棟等の施設を適切に運営管理すること。 (10) 環境への負荷の少ない資源循環型のごみ処理を進めるため、焼却灰等の資源化を行うこと。 (1) 市民に衛生的な生活環境を提供するため、家庭系一般廃棄物、不法投棄物を計画的かつ効率的に収集すること。 (2) リサイクルを推進し、ごみの減量化を推進するため、資源物の収集及び処理を行うこと。 (3) 環境汚染を防止するため、埋立ごみの最終処分を行うこと。 (4) 新環境クリーンセンター循環啓発棟の施設を円滑に運営管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。 (1) 快適な生活を阻害する衛生害虫の駆除を行うため、防疫活動を推進すること。 (2) 飼い大等を適正に管理するため、犬の登録、狂犬病予防注射及び動物愛護を推進すること。 (3) 宗旨及び宗教上の制約を受けない嘉所を市民に適正に提供するため、森林墓園の運営管理を行うこと。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を支援すること。 (5) 墓地等の永続性、公益性及び非営利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料木の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
防止並びに不法投棄物等の撤去及び回収を進めること。 (9) 一般廃棄物を安定的かつ衛生的に処理するため、新環境クリーンセンターの工場棟、資源回収棟等の施設を適切に運営管理すること。 (10) 環境への負荷の少ない資源循環型のごみ処理を進めるため、焼却灰等の資源化を行うこと。 (1) 市民に衛生的な生活環境を提供するため、家庭系一般廃棄物、不法投棄物を計画的かつ効率的に収集すること。 (2) リサイクルを推進し、ごみの減量化を推進するため、資源物の収集及び処理を行うこと。 (3) 環境汚染を防止するため、埋立ごみの最終処分を行うこと。 (4) 新環境クリーンセンター循環啓発棟の施設を円滑に運営管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。 (1) 快適な生活を阻害する衛生害虫の駆除を行うため、防疫活動を推進すること。 (2) 飼い犬等を適正に管理するため、犬の登録、狂犬病予防注射及び動物受護を推進すること。 (3) 宗旨及び宗教上の制約を受けない嘉所を市民に適正に提供するため、森林墓園の運営管理を行うこと。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を支援すること。 (5) 墓地等の永続性、公益性及び非営利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料木の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
ターの工場棟、資源回収棟等の施設を適切に運営管理すること。 (10) 環境への負荷の少ない資源循環型のごみ処理を進めるため、焼却灰等の資源化を行うこと。 (1) 市民に衛生的な生活環境を提供するため、家庭系一般廃棄物、不法投棄物を計画的かつ効率的に収集すること。 (2) リサイクルを推進し、ごみの減量化を推進するため、資源物の収集及び処理を行うこと。 (3) 環境汚染を防止するため、埋立ごみの最終処分を行うこと。 (4) 新環境クリーンセンター循環啓発棟の施設を円滑に運営管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。 (1) 快適な生活を阻害する衛生害虫の駆除を行うため、防疫活動を推進すること。 (2) 飼い犬等を適正に管理するため、犬の登録、狂犬病予防注射及び動物愛護を推進すること。 (3) 宗旨及び宗教上の制約を受けない墓所を市民に適正に提供するため、森林墓園の運営管理を行うこと。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を支援すること。 (5) 墓地等の永続性、公益性及び非営利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
資源化を行うこと。 (1) 市民に衛生的な生活環境を提供するため、家庭系一般廃棄物、不法投棄物を計画的かつ効率的に収集すること。 (2) リサイクルを推進し、ごみの減量化を推進するため、資源物の収集及び処理を行うこと。 (3) 環境汚染を防止するため、埋立ごみの最終処分を行うこと。 (4) 新環境クリーンセンター循環啓発棟の施設を円滑に運営管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。 (1) 快適な生活を阻害する衛生害虫の駆除を行うため、防疫活動を推進すること。 (2) 飼い犬等を適正に管理するため、犬の登録、狂犬病予防注射及び動物愛護を推進すること。 (3) 宗旨及び宗教上の制約を受けない墓所を市民に適正に提供するため、森林墓園の運営管理を行うこと。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を支援すること。 (5) 墓地等の永続性、公益性及び非営利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
新環境クリーン センター (2) リサイクルを推進し、ごみの減量化を推進するため、資源物の収集及び処理を行うこと。 (3) 環境汚染を防止するため、埋立ごみの最終処分を行うこと。 (4) 新環境クリーンセンター循環啓発棟の施設を円滑に運営管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。 (1) 快適な生活を阻害する衛生害虫の駆除を行うため、防疫活動を推進すること。 (2) 飼い犬等を適正に管理するため、犬の登録、狂犬病予防注射及び動物愛護を推進すること。 (3) 宗旨及び宗教上の制約を受けない墓所を市民に適正に提供するため、森林墓園の運営管理を行うこと。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を支援すること。 (5) 墓地等の永続性、公益性及び非営利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
#####################
(3) 環境汚染を防止するため、埋立こみの最終処分を行うこと。 (4) 新環境クリーンセンター循環啓発棟の施設を円滑に運営管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。 (1) 快適な生活を阻害する衛生害虫の駆除を行うため、防疫活動を推進すること。 (2) 飼い犬等を適正に管理するため、犬の登録、狂犬病予防注射及び動物愛護を推進すること。 (3) 宗旨及び宗教上の制約を受けない墓所を市民に適正に提供するため、森林墓園の運営管理を行うこと。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を支援すること。 (5) 墓地等の永続性、公益性及び非営利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。 (1) 快適な生活を阻害する衛生害虫の駆除を行うため、防疫活動を推進すること。 (2) 飼い犬等を適正に管理するため、犬の登録、狂犬病予防注射及び動物愛護を推進すること。 (3) 宗旨及び宗教上の制約を受けない墓所を市民に適正に提供するため、森林墓園の運営管理を行うこと。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を支援すること。 (5) 墓地等の永続性、公益性及び非営利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
(2) 飼い犬等を適正に管理するため、犬の登録、狂犬病予防注射及び動物愛護を推進すること。 (3) 宗旨及び宗教上の制約を受けない墓所を市民に適正に提供するため、森林墓園の運営管理を行うこと。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を支援すること。 (5) 墓地等の永続性、公益性及び非営利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
護を推進すること。 (3) 宗旨及び宗教上の制約を受けない墓所を市民に適正に提供するため、森林墓園の運営管理を行うこと。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を支援すること。 (5) 墓地等の永続性、公益性及び非営利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
株墓園の運営管理を行うこと。 (4) 公衆衛生に対する自治意識を高めるため、環境衛生団体の健全な運営を支援すること。 (5) 墓地等の永続性、公益性及び非営利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
環境総務課 (環境衛生担当) 支援すること。 (5) 墓地等の永続性、公益性及び非営利性を確保するため、墓地等の経営許可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
可を行うこと。 (6) 飲料水の安定供給の向上を図るため、簡易水道の統合の推進、専用水道の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
の指導監督等を行うこと。 (7) 地域での感染症のまん延防止を図るため、消毒等を行うこと。
(8) 獣畜の適正飼育等を推進するため 死亡獣畜取扱場及び動物の飼
養に関する許可等を行うこと。
(1) 浄化槽の機能を維持するため、適正な指導を行うこと。
(2) 生活排水の適正処理を促進するため、浄化槽を普及させること。 生活排水対策課
(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理を確実かつ効率的に行い、公共用水域にきれいな処理水を放流するため、クリーンセンターききょうの維持管
理を行うこと。

		廃勇	集物対 第	策課	新環境セン	クリーンター	(環		生活	
	環 境 部	計画推進担当	廃棄物対策担当	施設担当	管理指導担当	収集担当	(環境衛生担当)環境総務課	上下水道部	活排水対策課	合計
部長	1							1		2
(部)参事										0
課長∙所長			1			1	1		1	4
参事										0
統括主幹		1	1	1	1	1	1		1	7
参事補										0
主幹		1		1	3	1			1	7
主査			3				1			4
上席主事		1			1		1		1	4
主事										0
主事補										0
上席技師				1					2	3
技師										0
技師補										0
業務主任			1						1	2
上席技士			2							2
技士			1							1
環境整備主任					1	2				3
上席環境整備士					11	15				26
環境整備士					4	3				7
上席運転士										0
上席技手										0
会計年度 任用職員					2	7	3		4	16
計	1	4	8	3	24	29	7	1	11	88

4 関係予算の推移

年度	一般会計 (千円)	環境衛生事業 関係予算(千円)	一般会計に 占める割合	1人当たりの 費用(円)	1世帯当たりの 費用(円)
平成29	80,700,000	3,113,253	3.9%	12,206	30,060
平成30	83,100,000	6,773,334	8.2%	26,645	64,726
令和元	93,600,000	14,153,309	15.1%	55,851	133,412
令和2	92,000,000	11,172,050	12.1%	44,227	104,010
令和3	85,300,000	2,750,127	3.2%	10,930	25,327
令和4	89,100,000	3,425,582	3.8%	13,701	31,389
令和5	92,300,000	3,336,948	3.6%	13,435	30,358

5 関係予算の科目別推移

(単位:千円)

							\-	<u> 1位:十円)</u>
	年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
	清掃総務費	705,568	702,030	702,998	715,335	672,734	615,583	610,821
	塵芥処理費	1,569,653	1,520,642	1,491,071	1,602,481	1,424,340	1,668,107	1,757,619
し み 処	新環境クリーン センター建設事業費	465,904	4,159,158	11,576,531	8,441,627	185,331	621,305	405,771
ごみ処理関係	新環境クリーン センター循環啓発棟費					63,900	64,800	66,357
IZK	クリーンセンター ききょう運営費	320,792	338,502	329,532	349,030	340,693	333,916	394,444
	計	3,061,917	6,720,332	14,100,132	11,108,473	2,686,998	3,303,711	3,235,012
	動物愛護管理費	12,449	12,276	12,151	13,972	13,597	13,336	13,548
公衆衛生関	環境衛生費	11,584	12,560	11,608	19,925	11,164	10,550	55,530
生関係	森林墓園費	27,303	28,166	29,418	29,680	38,368	97,985	32,858
IZK	計	51,336	53,002	53,177	63,577	63,129	121,871	101,936

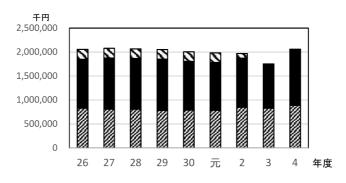
総計 3,113,253 6,773,334 14,153,309 11,172,050 2,750,127 3,425,582 3,336,9

6 ごみ処理経費及び取扱量の推移

		収集·運搬	中間処理	最終処分	全体
	総経費 (千円)	784,592	1,067,923	198,972	2,051,487
平成 29年度	取扱量 (トン)	53,165	74,085	6,900	76,833
	1トン当たり (円)	14,758	14,415	28,836	26,701
	総経費 (千円)	791,555	1,014,373	199,266	2,005,194
平成 30年度	取扱量 (トン)	53,350	73,304	6,728	76,176
	1トン当たり (円)	14,837	13,838	29,617	26,323
	総経費 (千円)	789,335	992,977	200,707	1,983,019
令和 元年度	取扱量 (トン)	53,674	73,727	6,761	76,770
	1トン当たり (円)	14,706	13,468	29,686	25,831
	総経費 (千円)	848,161	1,025,986	94,432	1,968,579
令和 2 年度	取扱量 (トン)	54,222	71,795	2,284	75,154
	1トン当たり (円)	15,642	14,290	41,435	26,194
	総経費 (千円)	830,543	931,098	13,122	1,774,763
令和 3 年度	取扱量 (トン)	51,935	70,641	43	73,319
	1トン当たり (円)	15,992	13,181	305,157	24,206
	総経費 (千円)	896,206	1,155,145	13,262	2,064,613
令和 4 年度	取扱量 (トン)	50,475	69,135	39	71,623
	1トン当たり (円)	17,755	16,709	340,049	28,826

(各年度決算:施設建設費を含まない通常のランニングコスト)

1トン当たりのごみ処理経費 = 総経費×1,000円÷取扱量(トン)



☑収集•運搬 ■中間処理 □最終処分

7 し尿処理経費の推移

ききょう処理分

年度	総経費(千円)	1キロリットル当たり(円)
平成29	285,595	4,700
平成30	300,268	4,959
令和元	296,186	4,786
令和2	309,104	5,017
令和3	331,755	5,368
令和4	323,610	5,434

(各年度決算:施設建設費を含まない通常のランニングコスト)

静岡市庵原衛生プラント処理分

年度	総経費(円)	1キロリットル当たり(円)
平成29	206,216	5,158
平成30	159,140	5,380
令和元	162,767	5,550
令和2	26,737	5,253
令和3	0	0
令和4	0	0

(各年度決算:施設建設費を含まない通常のランニングコスト)